

技術職員名簿

(商号又は名称)

番号	氏名	技術職員資格
(例)1	〇〇 〇〇	1・2・3・4・5・6・ ⑦ ・ ⑧ ・ ⑨ ・10・11・12
1		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
2		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
3		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
4		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
5		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
6		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
7		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
8		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
9		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
10		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12

備考

- 1 本名簿に登録する別表に掲載された資格所有者（以下「技術職員」といいます。）について、最上段の例を参考に氏名を記入するとともに、所有する資格の項目「技術職員資格（以下「資格」といいます。）」番号に「○」を付けてください。なお、本申請以前に項目の当該資格を本名簿に登録した技術職員（以下「既登録職員」といいます。）を含め、すべての技術職員を記入してください。
- 2 資格取得の確認のため、資格取得証明書等の写しを添付してください。また、本人確認及び雇用確認のため、健康保険証被保険者証等を添付してください。なお、既登録職員については、既申請に伴い提出した書類の添付を省略できるものとします。
- 3 本名簿について、資格の新規取得、更新及び失効があった場合は「様式第2-2号 技術職員名簿（変更）」により登録内容の変更申請を行うとともに、変更内容を反映した本様式を併せて再提出してください。

別表. 技術職員名簿の対象資格

「技術職員名簿」に掲載するため、施工管理能力を有すると認められる対象資格及び資格認定機関等は、次表のとおりです。

番号	対象資格	資格認定機関等
1	技術士(森林部門のみ)	文部科学省
2	林業普及指導員	林野庁 (農林水産省)
3	林業専門技術員	
4	林業技士	(一社)日本森林技術協会
5	基幹作業士	栃木県 ※2
6	林業技能作業士	
7	林業作業士	栃木県 ※1
8	森林整備監理技術者	栃木県 ※2
9	フォレストワーカー (林業作業士)	林野庁 (農林水産省)
10	フォレストリーダー (現場管理責任者)	
11	フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)	
12	森林施業プランナー	森林施業プランナー協会

備考

※1 「林業カレッジ研修」により認定される資格です。なお、令和2(2020)年度以前に開催された林業技術研修事業に基づき認定された「林業作業士」資格についても、本資格に含むものとします。

※2 令和2(2020)年度以前に開催されていた「基幹林業作業士(林業技能作業士)育成研修」及び「森林整備監理技術研修」により認定された資格です。「技術職員」対象資格となりますが、新規認定を目的とした研修は現在開催されておりません。